

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

鳥取県東部建築住宅事務所長 末好 正名

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県営住宅立川町団地外消防設備点検業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日 から 令和8年3月20日 まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建物等の保守管理」の「消防用施設管理（運転保守）」に登録されている者であること。

(3) 本件調達公告日から開札日（再入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下、「県内事業所」という。）を有している者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) この調達に係る業務委託を実施するに当たり、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に定める点検ができる資格者を配置できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県東部建築住宅事務所

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部建築住宅事務所

電話 0857-20-3649

電子メール tobu-kenchikujutaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1) に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年5月30日（金）から同年6月9日（月）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県東部建築住宅事務所 <https://www.pref.tottori.lg.jp/tobu-kenchikujutaku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月30日（金）から同年6月9日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札日時

令和7年6月17日（火） 午後1時45分 入札（即時開札）

イ 場所

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部庁舎 4階401会議室

（5）郵便等による入札

不可とする。

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（入札参加資格確認書（様式第1号））を、令和7年6月9日（月）午後5時15分までに持参又は郵送により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を落札者とする。なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり、本件入札に利害関係を有しない職員をしてくじを引かせる。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

詳細は入札説明書による。